

簡易な修繕工事の登録申請について

- 伊東市内に主たる事業所を有する者
- 伊東市が発注する100万円未満の修繕工事
- 登録期間 最長2年（2年更新）
2026年4月1日から2028年の3月31日まで
- 受付期間 （定時） 西暦偶数年 2月1日～末日
（追加） 西暦奇数年 2月1日～15日
毎年 9月1日～10日
- 提出書類
（証明書は3か月以内に発行されたものに限る。写し可）
 - 簡易な修繕工事参加登録申請書
 - 誓約書
 - 完納証明書（伊東市が賦課する市税について）

下記のうち、該当するものを提出（直近納期到来年度分）	
法人の場合	個人事業主の場合
法人の完納証明書※1 ※2 代表者の完納証明書※1 ※2	代表者の完納証明書※1 ※2

※1 賦課の経歴がなく完納証明書が発行できない場合は
非課税証明書

※2 共有分は除く

第1期納期

固定資産税	4月末	市県民税	6月末
軽自動車税	5月末	国民健康保険税	7月末